

**広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための
特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果について
～2,625MHzを超え2,650MHz以下の周波数を使用する特定基地局～**

総合通信基盤局

平成25年7月

広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定申請を、本年5月24日(金)から同年6月24日(月)までの間、受け付けたところ、2件の申請がありました。

<申請者(50音順)>

○UQコミュニケーションズ株式会社（代表取締役社長 野坂 章雄）

○Wireless City Planning 株式会社（代表取締役社長 孫 正義）

提出された申請書に記載の数値等は別紙（次ページ以降）のとおり。

(参考)2.5GHz帯の周波数割当て状況

(注) 他の免許人の無線局との干渉回避のため、ガードバンドとして5MHzが必要

衛星携帯 電話 (N-STAR)	ガード バンド	BWA (Wireless City Planning)	ガード バンド	地域 BWA	ガード バンド	BWA (UQコミュニケーションズ)	今回の割当 対象周波数	ガード バンド	衛星携帯 電話 (N-STAR)
2535	2545	2575	2582	2592	2595	2625	2650	2660	[MHz]

広帯域移動無線アクセスシステム (Broadband Wireless Access system)

公衆向け的高速データ通信サービスを行うための無線システム。平成19(2007)年に制度化を行い導入し、全国をサービス提供範囲として2者が電気通信事業を行っている。

特定基地局の開設計画 申請概要

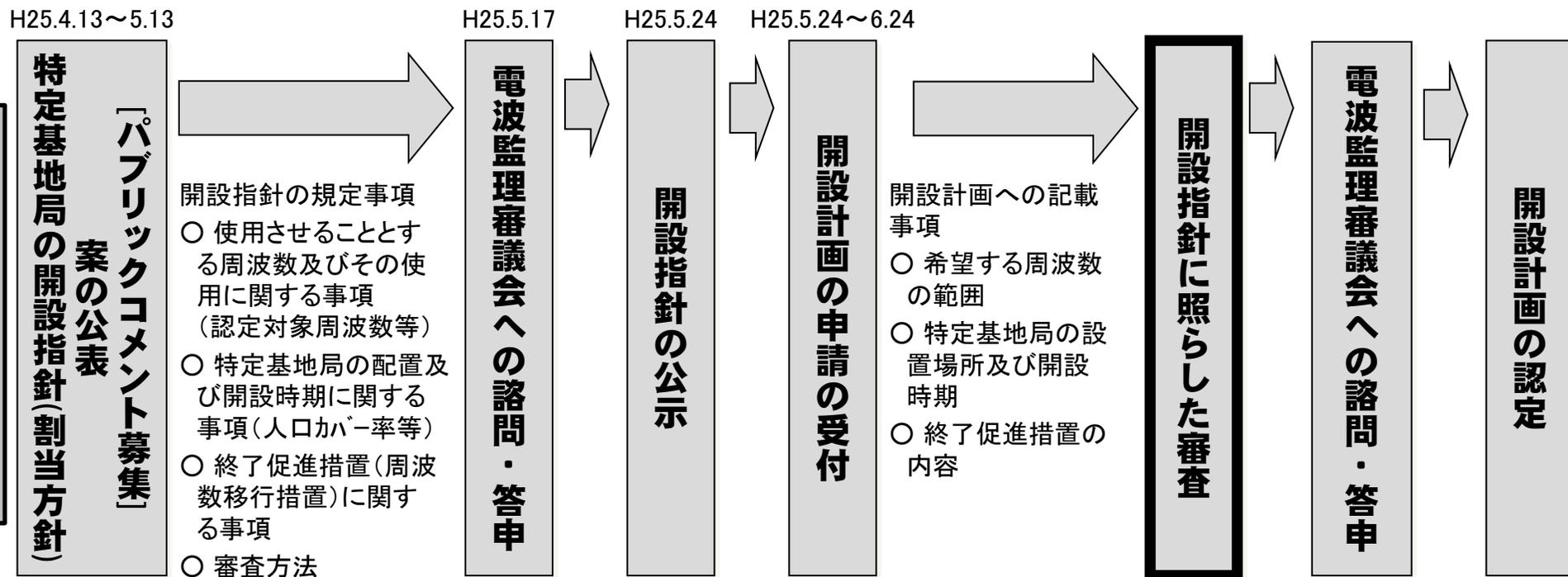
申請者 (50音順)		UQコミュニケーションズ		Wireless City Planning		
使用する技術基準		無線設備規則第49条の29に規定する技術基準 (WiMAX Release 2.1 Additional Elements方式)		無線設備規則第49条の29に規定する技術基準 (AXGP方式)		
希望する周波数の範囲		2,625MHzを超え2,650MHz以下のうち20MHz		2,625MHzを超え2,650MHz以下のうち10MHz		
周新 波た 数に 割 使用 する を受け るもの	運用開始日	特定基地局*1	高度BWA基地局*2	特定基地局*1	高度BWA基地局*2	
		平成25年9月30日	平成26年1月31日	平成26年7月31日	平成26年7月31日	
	サービス開始	平成25年10月	平成26年3月	平成26年10月	平成26年10月	
		平成25年度末	7,724局 (44.4%)	3,421局 (21.5%)	0局 (0.0%)	0局 (0.0%)
	(人口カバ ー率)	平成26年度末	17,968局 (77.7%)	17,968局 (77.7%)	10,423局 (63.8%)	10,423局 (63.8%)
		平成27年度末	26,825局 (93.3%)	26,825局 (93.3%)	15,711局 (80.2%)	15,711局 (80.2%)
		平成28年度末	33,017局 (96.2%)	32,611局 (96.1%)	21,000局 (95.2%)	21,000局 (95.2%)
平成29年度末		35,566局 (96.3%)	35,147局 (96.2%)	21,000局 (95.2%)	21,000局 (95.2%)	
平成30年度末		38,660局 (96.8%)	38,208局 (96.6%)	21,000局 (95.2%)	21,000局 (95.2%)	
周既 波に 割 使用 する もの	運用開始日	指定済周波数基地局*3	高度BWA基地局相当*4	指定済周波数基地局*3	高度BWA基地局相当*4	
		(運用開始済み)	平成27年9月30日	(運用開始済み)	平成26年1月31日	
	サービス開始	(サービス開始済)	平成27年9月	(サービス開始済)	平成26年4月	
		平成25年度末	21,936局 (86.0%)	0局 (0.0%)	54,476局 (77.3%)	53,597局 (76.3%)
	(人口カバ ー率)	平成26年度末	21,936局 (86.0%)	0局 (0.0%)	54,541局 (84.3%)	53,662局 (83.6%)
		平成27年度末	27,311局 (93.5%)	26,825局 (93.3%)	59,971局 (93.3%)	59,092局 (93.0%)
		平成28年度末	33,103局 (96.2%)	32,611局 (96.1%)	65,554局 (95.7%)	64,675局 (95.4%)
平成29年度末		35,566局 (96.3%)	35,147局 (96.2%)	65,959局 (95.7%)	65,080局 (95.4%)	
平成30年度末		38,660局 (96.8%)	38,208局 (96.6%)	66,563局 (95.7%)	65,684局 (95.4%)	

*1 特定基地局は、新たに割当てを受ける周波数を使用する全ての基地局・陸上移動中継局を指しますが、ここでの開設数は屋外等に設置する基地局の数のみ記載しています。
 *2 特定基地局 (屋外等に設置する基地局に限る。)のうち、150Mbps超の通信速度を実現可能で、使用する無線設備と同等以上の通信速度を有する回線を使用するものを指します。
 *3 既に割当済の周波数を使用する屋外等に設置する基地局を指します。新たに割当てを受ける周波数も使用する場合は、特定基地局にも計上されます。
 *4 指定済周波数基地局のうち、150Mbps超の通信速度を実現可能で、使用する無線設備と同等以上の通信速度を有する回線を使用するものを指します。
 *5 人口カバー率は、約500m四方の区域ごとにエリア化の判定を行い、区域の面積の過半をエリア化した際に当該区域をエリア化したものとして算出。

制度の概要

- ✓ 携帯電話の基地局等、同一の者が相当数開設する必要がある無線局(特定基地局)については、開設計画(基地局の整備計画)の認定を受けた事業者のみが特定基地局の免許申請が可能。【電波法第27条の17】
- ✓ 開設計画の認定は、以下の手順を経て行うこととされている。
【電波法第27条の12・第27条の13】
 - ①総務大臣が開設計画(割当方針)を公示[電波監理審議会への諮問・答申が必要]
 - ②開設計画の申請の受付
 - ③開設計画に照らして審査・認定[認定は電波監理審議会への諮問・答申が必要]

具体的な手続きの流れ



(参考)広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設指針の骨子①⁴

(平成25年5月24日策定)

1. 特定基地局の範囲

BWAの基地局及び陸上移動中継局で、下記2の周波数を使用するものとする。

2. 使用する周波数

全国において、2,625MHzを超え2,650MHz以下の周波数とする。ただし、2,645MHzを超え2,650MHz以下の周波数を使用するときは、人工衛星局に対する混信防止措置を講じなければならない。

3. 特定基地局の配置及び開設時期

(1) 認定から4年後の年度末までに、各総合通信局の管轄区域内の人口カバー率※が50%以上になるように特定基地局を配置しなければならない。

※約500m四方の区域ごとにエリア化の有無を判定して算出(従来は全ての市町村事務所等をカバーした際に、当該市町村全域をカバーしたとして計算)

(2) 認定から2年後の年度末までに、高度BWA基地局※の運用を開始しなければならない。

※150Mbps超の通信速度を実現可能なシステムで、使用する無線設備と同等以上の通信速度を有する回線を使用する基地局に限る

(3) 全ての都道府県において、特定基地局の運用を開始しなければならない。

4. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

適応多値変調、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

5. 開設計画の認定等

(1) 申請できる周波数幅は、20MHz(既存事業者は10MHz又は20MHz)とする。

(2) 絶対審査基準に掲げる要件について審査を行い、要件全てに適合する申請に対して認定を行う。

ただし、要件を満たす申請が2以上の場合には、競願時審査基準に従い、認定を行う。

※BWA事業を譲渡若しくは廃止した者は劣後

(3) その他

① 認定開設者は、四半期ごと又は総務大臣から求められた場合に、開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

② 総務大臣は、①の書類について、開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(参考)広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設指針の骨子②⁵

(平成25年5月24日策定)

絶対審査基準(最低限満たすべき基準)

以下の事項並びに前頁の1～4及び5(1)の事項に全て適合していること

- (1) 基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有すること
- (2) 無線設備に関する技術的検討等の実績・計画及び基地局運用に必要な電気通信設備の調達・運用・保守に関する計画を有すること
- (3) 無線従事者及び電気通信主任技術者の配置計画を有すること
- (4) 障害・輻輳を防止し又は最小限に抑える計画を有すること
- (5) 設備投資等に必要な資金調達の計画及び認定の有効期間(5年間)の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有すること
- (6) 法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護(広告での通信速度及びサービスエリア表示等を含む。)のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること
- (7) 既設無線局等への妨害防止措置を行う計画を有すること
- (8) BWAの免許を有しない者に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法(MVNO)による基地局の利用を促進するための計画を有していること
- (9) 認定の有効期間(5年間)の満了までに指定済周波数におけるBWAシステムを高度化する計画を有すること(既存事業者のみ)
- (10) 携帯電話事業者、又は携帯電話事業者若しくはBWAの免許を有する者との間で直接・間接を問わず議決権の3分の1以上を保有する関係にある者でないこと



上記基準を満たす者が2以上の場合は、競願時審査基準により審査

※BWA事業を譲渡若しくは廃止した者は劣後

(参考)広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設指針の骨子③

6

(平成25年5月24日策定)

競願時審査基準

以下の基準の順序に従い審査を行って順位付けをし、その上位者を認定。

【第1基準】認定から4年後の年度末における人口カバー率(5%単位で区分したもの)がより大きいこと



【第2基準】以下の基準への適合の度合いがより高いこと(基準F・Gは、既存事業者2者を審査する場合に限る。)

審査事項	
基準A	認定から4年後の年度末における、高度BWA基地局の人口カバー率(5%単位で区分したもの)がより大きいこと
基準B	特定基地局(屋内等に設置するもの及び屋内において通信を可能とするもの)の開設に関する具体的な計画及び特定基地局の信号の伝送速度の向上に資する技術の導入その他電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する具体的な計画がより充実していること
基準C	特定基地局の運用に必要な電気通信設備に係る次の対策その他当該電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること (1) 停電対策 (2) 伝送路設備の損壊対策 (3) 地方公共団体が定める防災に関する計画及び地方公共団体が公表する自然災害の想定に関する情報を考慮した津波、冠水その他の自然災害の対策
基準D	多数の者(携帯電話事業者を除く)に対する、電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること
基準E	申請者に指定済周波数を割り当てていないこと又は申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数に係る電気通信役務の契約数が大きいこと
基準F・Gの審査は、申請者が既存事業者のみの場合、又は、全既存事業者の基準A～Eへの適合の度合いが全新規事業者より高い場合に実施	
基準F	認定から4年後の年度末における、指定済周波数の基地局の人口カバー率、及び指定済周波数の基地局のうち高度BWA基地局相当のものの人口カバー率(それぞれ5%単位で区分したもの)がより大きいこと
基準G	指定済周波数を使用する基地局(屋内等に設置するもの及び屋内において通信を可能とするもの)の開設に関する具体的な計画及び指定済周波数の基地局の信号の伝送速度の向上に資する技術の導入その他指定済周波数における電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する具体的な計画がより充実していること

※第2基準で同順位の場合… ○新規事業者である者を上位者とする

○既存事業者間においては、割当てを希望する周波数幅が小さい者を上位者とする